府令

○内閣府令第六十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項（同法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第五項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年十月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第十一条関係） ［略］ 受けようとする許可等 ／ 許可等を受けようとする者 ／ 申請書に添え、又は提示する書類 申請人の写真2枚 住民票の写し 講習修了証明書 合格証明書又は教習修了証明書 技能講習修了証明書 許可証 やむを得ない事情を明らかにした書類 使用実績報告書 経歴書 備考　［略］	別表第一（第十一条関係） ［同上］ 受けようとする許可等 ／ 許可等を受けようとする者 ／ 申請書に添え、又は提示する書類 申請人の写真2枚 戸籍抄本及び住民票の写し 講習修了証明書 合格証明書又は教習修了証明書 技能講習修了証明書 許可証 やむを得ない事情を明らかにした書類 使用実績報告書 経歴書 備考　［同上］